

令和元年度 第1回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和元年6月7日（金）午後1時～2時20分 庁舎3階会議室		
出席委員	上野 良夫 出席 委員長 乙谷 衛一 出席 田畠 邦章 出席 （敬称略 五十音順）		
次第	1 開 会 2 挨 捶 3 議 事 (1) 珠洲市入札契約制度について (2) 審議対象工事の抽出結果の報告 (3) 審議対象工事の審議 (4) その他 4 閉 会		
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日		
抽出件数	4件		
建設工事等	一般競争入札	1件	・珠洲市立小中学校 その他室 冷房設備設置工事(その1)
	指名競争入札	2件	・寺家漁港 機能保全工事 ・珠洲市立小中学校 冷房設備設置工事に伴う実施設計業務
	随意契約	1件	・珠洲市立小中学校 普通教室等 冷房設備設置工事(その3)
委員からの質問及びそれに対する回答等	別紙1の通り		
委員会による意見の具申内容	具申なし		

別紙1

質問・意見	回答
<p>・株洲市入札契約制度について</p> <p>・質疑なし</p> <p>・株洲市立小中学校 その他室 冷房設備設置工事（その1） 【一般競争入札】</p> <p>・その他室と普通教室等を分割発注した理由は何か？</p> <p>・入札参加者が1者であった理由は何か？</p> <p>・入札参加資格要件として、下請業者を市内に限定するような条件は設定しているか？</p> <p>・特定建設業許可を持つことが要件であるが、設定した理由は？</p>	<p>・本事業の実施にあたっては財源確保が最も重要であったことから、過疎対策事業債及び臨時特例交付金の活用を優先させた結果、止むを得ず、本来一体とすべき工事を分割発注としたものである。</p> <p>明確な理由は断言できないが、当時、同時期に他自治体でも同様の工事が多く発注されていた。今回工事にあたっては建設業法上、1級の施工管理技士を配置することが求められたため、技術者の確保が難しかったのではないかと思われる。</p> <p>・入札参加資格要件にそういう条件は設定していないが、契約時の株洲市標準請負契約約款には「下請契約の相手方は市内業者に努めなければならない」といったことが明記されている。業種によっては市内で対応できない部分もある可能性もあるため、入札参加資格要件として設定することは難しいと考える。</p> <p>・建設業法上、4,000万円以上の下請契約をする際には特定建設業許可が必要となる。今回、4,000万円以上の下請契約が想定された</p>

	<p>ため要件として設定したものである。</p> <p>・寺家漁港 機能保全工事 【指名競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、4者が最低制限価格と同額でくじ引きにより落札者を決定したという結果である。最低制限価格は事後公表であるが、業者は最低制限価格を算出できるのか？ ・最低制限価格を無くすことはできるのか？ ・指名業者が6者である理由は？ ・競争性を考えると6者より多く指名しても良いのではないか、指名されなかった業者は外されたと考えるのでは？ ・株洲市立小中学校 冷房設備設置工事に伴う実施設計業務 【指名競争入札】 ・建築設計業務の落札率の平均から比べると当該案件の落札率は低くなっているが理由としてはどういったことが想定されるか？ ・株洲市立小中学校 普通教室等 冷房設備設置工事（その3） 【随意契約】 <p>・最低制限価格の算定式については国に準拠しており、公表されている。また、予定価格は事前公表となっている他、積算基準も公表されている。応札者はこれを基に最低制限価格を算出したものと思われる。</p> <p>・最低制限価格を設定している理由としては、不当に安い価格で落札し、手抜き工事等を行う所謂ダンピング受注を防ぎ、工事の質の確保を図る目的で設定されているものであり、現在の制度上、無くすことはできない。</p> <p>・内規に基づくものである。</p> <p>・この案件だけを見ればそのように思うかもしれないが、指名競争入札の業者選定にあたっては、年間の発注予定を基に業者を選定している。その選定にあたっては指名回数のバランス等を考慮して行っており、各該当業者の受注機会は確保されている。</p>
--	--

・落札率が高いが理由は？

・今回、1者での随意契約となっており、競争性は無く、どうしても落札率は高くなってしまう。